

築上町告示第110号

令和4年第1回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和3年12月27日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和4年1月11日
  - 2 場 所 築上町役場議事堂
- 

○開会日に応招した議員

江本 守君	吉原 秀樹君
北代 恵君	宗 晶子君
丸山 年弘君	池永 巖君
鞆野 希昭君	工藤 久司君
武道 修司君	池亀 豊君
田村 兼光君	信田 博見君
田原 宗憲君	塩田 文男君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和4年 第1回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和4年1月11日 (火曜日)

---

**議事日程 (第1号)**

令和4年1月11日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
①議長の報告 (提出された案件の報告)  
日程第4 議案第1号 専決処分について (令和3年度築上町一般会計補正予算 (第10号) について)  
日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について  
日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
①議長の報告 (提出された案件の報告)  
日程第4 議案第1号 専決処分について (令和3年度築上町一般会計補正予算 (第10号) について)  
日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について  
日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について
- 

**出席議員 (14名)**

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
7番 鞆野 希昭君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
11番 田村 兼光君	12番 信田 博見君

13番 田原 宗憲君

14番 塩田 文男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君                      課長補佐 横内 秀樹君  
総務係長 城山 琴美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君      副町長 …………… 八野 紘海君  
教育長 …………… 久保ひろみ君      総務課長 …………… 元島 信一君  
企画財政課長 …………… 椎野 満博君      子育て・健康支援課長 …… 吉川 千保君  
保険福祉課長 …………… 種子 祐彦君      建設課長 …………… 神崎 秀一君  
学校教育課長 …………… 野正 修司君

---

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） それでは始めたいと思います。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和4年第1回築上町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、14番、塩田文男議員、2番、吉原秀樹議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。塩田委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 報告します。

1月7日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程のとおり決定いたしました。  
会期は、本日1月11日、1日限りとすることが適当だと決定しましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日1月11日の1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1月11日の1日限りと決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付してありますように、議案第1号外2件です。

---

### 日程第4. 議案第1号

○議長（**武道 修司君**） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第1号専決処分について（令和3年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）から、日程第6、議案第3号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第4、議案第1号専決処分について（令和3年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（**椎野 満博君**） 議案第1号専決処分について（令和3年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）、令和3年12月17日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和4年1月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第1号は、専決処分をいたしました報告でございます。承認を求めるも

のでございます。

本議案は、補正予算で既定の歳入歳出予算の総額が128億3,191万2,000円に4億7,565万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を133億756万7,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、コロナ感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯に10万円を給付するというところで、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、これが3億2,227万2,000円を専決しました処分、そして次に、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費1億2,838万3,000円、これは18歳以下の子どもに、1人につき10万円を給付する事業でございましたが、5万円は先の12月議会で議決を頂き、そして、あとの残りの5万円を、当初は2回に分けて給付する予定でございましたが、1回で10万円を給付するというところで、5万円をこの専決処分の中の経費に加えさせていただいております。

そしてまた、8月の豪雨により被災した施設の災害復旧として、農業用施設1,950万円、林業施設550万円も一緒に専決処分をさせていただいたところでございます。

歳入は、給付金については国からの給付を受けて行うものでございます。災害は、災害復旧事業費を充当する予定でございます。

本予算は、12月17日付で専決をいたしましたので、よろしく御審議を頂きながら、御承認をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ただいま説明がありました住民税非課税世帯の臨時給付金と子育て世帯の臨時給付金ですが、この、今までのスケジュールと今後のスケジュールを、今の段階でのスケジュールを教えてくださいと思います。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。非課税世帯等向けの臨時給付金が担当になります。

専決処分後、まず、電話回線の工事とシステム改修の契約等のほうを進めておると同時に、対象者の抽出のほうを行っております。現在、対象者のあらかたの抽出、当初に世帯が非課税ということで御案内を即できる方の抽出まではほぼ完了されてるんですが、今ちょっと精査をして、案内状のほうの印刷後送付という形を計画しております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、スケジュールをお伝えしたいと思います。

初めに、町長の説明でもございましたが、12月議会で、さきに5万円分の事業費を可決していただいております。それに加えて5万円、今回専決分を加えて10万円にして、一括給付を町として選択いたしました。専決頂きましたのは、12月24日に既に5万円を先に支給する予定でございましたので、それに合わせて、5万円足して、10万円を一括給付で先行して振り込んでおります。

そして、先行して振り込んだ分につきましては、なるべく住民の方の手間を省くということが目的でございましたので、申請不要の分として振り込んでおります。

ほかの世帯につきましては、役場のほうで以前の臨時給付金の際の口座などを把握している分につきましてはプッシュ型でお支払いしたいと思います。それ以外の方につきましては申請制度となっております。12月24日に、その他の世帯の方について通知しております。そして12月22日に、プッシュ型として申請不要の方の分についても通知をしております。申請があつてから、順次振り込みに取りかかる予定でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 15歳未満は大体10万円の給付が終わったと。それ以外の分に関しては申請制ということでしたが、その申請というのに期限はあるんでしょうか、いつまでにしてくださいと。

これは、先ほど住民税の非課税世帯に関してもそうではないかなと思って、申請をする中で給付をしていくという流れになるのではないかなと思いますが、その給付の期限というのは決めますか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

子育て世帯の給付につきましては、年度いっぱいとなっておりますので、それまでに期日を定めております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

非課税世帯等向けの給付金につきましては、まず、プッシュ型の対象者につきましては、確認書を送付後3か月で一応申請してくださいと、それ以降になりますと申請を辞退したものとみなすという形になっております。

しかしながらこの事業自体は、令和4年9月30日までが申請期限、例えば今回、非課税世帯ではない、いわゆるこちらのほうで未申告の方で、非課税として登録できてない方もしくはコロ

ナにおける急変世帯の方も対象になっております。その方の申請期限は9月30日までになっております。

国のほうの方針といたしましては、一応3か月という形で御案内をさせていただくんですが、9月30日までに申請があった、まあ、そこは、確認書の提出があった場合は柔軟に対応するよというふうな指針が示されており、そのとおり行おうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） 申請を忘れていたりとか漏れていた方についての町等の対応というのは考えてますか。まあ、そのお知らせするとかというのも一つのかもしれませんが、非常に数が多かったりとかというふうになると難しいかなと思いますが、申請者のみだけで受け付けるのではなくて、漏れた方に関してもとか、申請を忘れた人に関して、町の対応としてはどのように考えていますか。

○議長（**武道 修司君**） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（**種子 祐彦君**） 保険福祉課、種子でございます。

まず、御指摘の頂いた周知の方法についてでございますが、当然1月の広報には日にち的に間に合いませんでしたので、2月広報、3月広報で御案内をさせていただく考えでおります。

また、プッシュ型で、こちらのほうから送付させていただいた方については、ちょっと返答が遅れていようが、後追いができれば、件数も、正直、ございますが、またお知らせ等が、案内ができればさせていただこうかなと考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

子育て給付金につきましては、以前のひとり親の給付金と同様で、再三の通知を行いたいと思います。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） ほかに。宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 12月24日付で申請が必要な方にお手紙を出してくださったということで、我が家にも届いたんですけども、ちょっと内容を把握するのがすごく難しく、で、まあ、このお手紙を受け取られた方が何件ぐらいいらっしゃるのかというのと、あと、支給対象者で高校生世代の方を養育する父母等のうち所得が高い方が基準になっており、さらに所得が児童手当所得制限限度未満の方というふうに書いてあるんですけども、ちょっと、このお知らせが分かりにくかったんで、所得制限のところと、申請が必要かどうか、どう判断したらいい

のかていうことを教えてくださいませんか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

通知が分かりづらかったという点につきましては、おわび申し上げます。ただ、国からと、あと県からの通知の基本がございましたので、それに基づいて当町の様式に合わせてお送りさせていただいた次第です。

申請が必要などところにつきましても、分かりにくいかと思っておりますので、できるだけ窓口に、本来はコロナがあるので郵送でのやり取りをしたいとは思ってるんですけども、できるだけ対面で分かりやすく説明を申し上げたいので、窓口においでてくださいというようなことでお願いをしております。

基準につきましては、児童手当を受けている方につきましては少し分かりやすいのかなとは思いますが、以前もらってらっしゃった方につきましては少し分かりづらいかと思います。児童手当の、たしか960万円が基準になってるかと思っております。高校生につきましては、所得を児童手当の受給の基準に合わせて審査させていただく次第です。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。

窓口でやっぱり相談していただいて、で、ちょっと基準に当たるかどうかというのはいずれ申請書を出してみても、もう駄目なら駄目で言われるしかないという、それが一番早そうな感じですね。まあ、もう審査のほうも大変かと思いますが、よろしく願います。

その他の方の対象件数が分かったら教えてください。

で、やっぱりちょっと分かりにくかったんでホームページと見比べたんですけども、県のやり方、町のやり方とおっしゃいましたが、送ってきたチラシと、こちらはホームページですよ。で、送ってきたのが所得制限のところまで載せていて、若干違うんですよ。今おっしゃったように、おおもとにあるものを築上町流に書き換えたということ、対象者が分かりやすいように書き換えてホームページと送ってきたものが違うということによろしいでしょうか。（「すみません。ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

件数につきましては、簡単ではございますが、報告させていただきます。

まず、12月24日のプッシュ型の分です。申請が必要でない方です。給付対象者は855件でございました。そして、申請勧奨として申請をしてくださいとお願い差し上げた方が約



500件ぐらいです。そして、あともう一つプッシュ型という部類がございまして、これは以前の令和2年度臨時特別給付金の申請者で公務員の方などと、あと11月分の児童手当の新規の認定者、これが約160件程度です。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ないですね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は承認することに決定をいたしました。

#### **日程第5. 議案第2号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第5、議案第2号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（**椎野 満博君**） 議案第2号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について、令和2年8月6日付議案第62号をもって議決された「防衛施設周辺防音事業」築上町立下城井小学校空調機器整備工事の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。令和4年1月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第2号は、工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更でございます。

既契約は、1億129万9,000円でしたが、工事概要を若干変更しました。その変更は、屋上スラブの一部を鉄骨で補強した空調機を取り付けたものでしたが、ハツリ機械の振動によってコンクリートの剥離が予想されますので、一部基礎コンをそのまま残した形で工事を

やろうという形で変更をしたものでございます。このために37万2,900円減額をいたしまして、1億92万6,100円に請負金額を改めるものでございます。よろしく御審議を頂き、御採択をお願いします。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### **日程第6 議案第3号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第6、議案第3号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（**椎野 満博君**） 議案第3号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について、令和2年10月30日付議案第77号をもって議決された「学校施設環境改善交付金事業」「防衛施設周辺防音事業」築上町立八津田小学校建設工事③（校舎建設工事）の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。令和4年1月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第3号も、これは工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更でございます。

本案は、町立八津田小学校建設工事③（校舎建設工事）でございますが、本契約は既契約が10億7,580万円でしたが、これに1,664万1,900円を追加いたしまして、10億9,244万1,900円に改めました。

内容は、工事概要ということで、渡り廊下の工事一式、これは校舎建設と並行して行う必要があるために変更しました。それから、受水槽・バルク置場の基礎工事一式、これも校舎建設工事に基礎工事のみが含まれていないために追加を変更したところでございます。それから、外構電気工事ということで、校舎から配電による附帯構造物——体育館、それから外灯、体育倉庫——への配電線及び通信線の工事を追加したということで、この変更契約額がこのような形になりました。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 今町長より御説明ありましたが、もう少し詳しくこの追加工事が必要になった理由を御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課野正でございます。

主な変更内容につきましては、大きく3点ほどございます。

1点目は、渡り廊下工事でございますが、当初これを外構工事として工事をする予定でしたが、校舎との取り合い工事として、並行に工事を進める必要があると判断いたしましたので、校舎の本体工事に含めたということでございます。

2点目が、受水槽・バルク設置基礎工事でございます。バルクとは、LPガス置場でございます。内容としましては、受水槽・バルク設置工事を見直したところ、上物工事の受水槽タンク・JPガス小屋等の上物工事しか本工事に含まれていませんでしたので、変更して基礎工事、それから安全対策工事としましてフェンスの設置工事を追加工事として行うものであります。

それから、3点目でございます。全ての通電・通信が校舎からの配信・配電となりますので、体育館、体育倉庫、外灯への配電・配信・通信線工事を附帯工事として、これは行うものでございます。

あと、その他といたしましては、本体校舎工事の増減と、あと2階給食室配膳室に食中毒予防のための空調機の設置及び、また掘削のときに出ましたコンクリートがらを処分いたしました。それで、この変更金額となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかに。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで令和4年第1回築上町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時26分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員